

## ◎新潟県告示第954号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年8月15日

新潟県新潟地域振興局長

### 1 河川の名称

二級河川新川水系飛落川

### 2 河川管理施設の名称または種類

飛落川左岸及び右岸堤防

### 3 河川管理施設の位置

- (1) 新潟市西蒲区潟頭字南876番地先から新潟市西蒲区潟頭字南872番地先まで
- (2) 新潟市西蒲区潟頭字南757番3地先から新潟市西蒲区潟頭字南752番1地先まで
- (3) 新潟市西蒲区馬堀字寺裏2846番2地先から新潟市西蒲区潟頭字橋向1524番地先まで
- (4) 新潟市西蒲区河井字土手下4617番9地先から新潟市西蒲区河井字土手下4617番10地先まで

### 4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者新潟市長 篠田 昭

住所 新潟市中央区学校町1番町602番地1

### 5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

### 6 管理の期間

平成25年3月26日から道路の存続する日まで